



長野県報

9月30日(火)
平成26年
(2014年)
号外

目次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) 1



公 告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

平成26年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

長野県報 平成 26 年 9 月 30 日号外別冊

長野県の人事行政の運営等の状況

平成 26 年 9 月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	職員数の状況	5
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
(1)	勤務時間の状況	7
(2)	休暇及び休業等の状況	8
(3)	時間外(超過)勤務の状況	8
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
(1)	分限処分数	9
(2)	懲戒処分数	9
4	職員のサービスの状況	10
(1)	職員のサービス違反	10
(2)	営利企業等の従事許可	10
5	職員の研修及び勤務成績の評定等の状況	11
(1)	職員研修の実績	11
(2)	勤務成績の評定及び人事評価の実施状況	12
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
(1)	健康診断等の実施状況	13
(2)	共済組合の負担金・掛金	14
(3)	職員互助会の掛金・補助金	15
(4)	公務・通勤災害の認定状況	16
7	職員給与等の状況	17
(1)	人件費の状況	17
(2)	職員給与費の状況	17
(3)	特記事項	17
(4)	ラスパイレス指数の状況	18
(5)	給与改定の状況	18
(6)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	19
(7)	職員の初任給の状況	21
(8)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(9)	級別職員数等の状況	22
(10)	職員の手当の状況	25
(11)	特別職の報酬等の状況	37
(12)	公営企業職員の状況	38
8	職員の競争試験及び選考の状況	45
(1)	採用試験の日程	45
(2)	採用試験の実施状況	52
(3)	採用選考の実施状況	54
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	55
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	57
11	不利益処分に関する不服申立ての状況	57

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（平成25年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数
試験	一般	上 級	事 務	73
			技 術	39
			(上級計)	112
		中 級	事 務	1
			技 術	1
			(中級計)	2
		初 級	事 務	9
			技 術	6
			(初級計)	15
	教育	小・中学校事務職員		11
		小・中学校栄養職員		5
	警察	警察官A		112
		警察官B		43
		警察職員上級		18
		警察職員初級		4
試験採用計				322
選考	一般	特定任期付	事 務	1
			技 術	0
		一般任期付	事 務	0
			技 術	16
		任期付研究員	技 術	0
		身体障がい者	事 務	4
			技 術	0
		民間経験者	事 務	13
			技 術	9
		外郭団体職員	事 務	0
			技 術	0
		看護師	技 術	2
		医 師	技 術	2
		獣医師	技 術	3
		理学療法士等	技 術	0
		看護大学教員等	技 術	7
		消防学校講師等	技 術	1
		割 愛	事 務	4
			技 術	3
	技能労務職	技 術	0	
	再任用	事 務	30	
		技 術	8	
	教育	教 諭		400
		養護教諭		8
		寄宿舎指導員・実習助手		16
		再任用		120
		身体障がい者	小・中学校事務職員	2
	警察	警察官		35
		警察職員		1
		再任用	警察官	2
警察職員			3	
選考採用計				690
合 計				1,012

(2) 退職者数 (平成25年度)

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	19
	課長級	63
	課長補佐級以下	98
	計	180
早期	部長級	2
	課長級	6
	課長補佐級以下	88
	計	96
合 計		276

② 教育行政

(人)

区 分		事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	0	108	18	5	131
	教 頭	0	10	4	0	14
	教諭等	0	142	97	16	255
	事務・栄養職員	0	9	0	0	9
	計	0	269	119	21	409
早期	校 長	0	2	1	0	3
	教 頭	0	0	2	0	2
	教諭等	0	137	33	19	189
	事務・栄養職員	0	8	0	0	8
	計	0	147	36	19	202
合 計		0	416	155	40	611

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	103
	警察職員	11
	計	114
早期	警察官	95
	警察職員	2
	計	97
合 計		211

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (平成25年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	26
課 長 級	286
課長補佐級	320
係 長 級	499
そ の 他	672
計	1,803

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	211	44	10	265
教 頭	0	227	53	7	287
教諭等	0	1,772	482	91	2,345
事務・栄養職員	0	183	0	0	183
計	0	2,393	579	108	3,080

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,241
警察職員	165
計	1,406

② 昇任者数 (平成25年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	18
課 長	93
課長補佐	137
係 長	171
計	419

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	81	20	7	108
教 頭	0	83	22	8	113
計	0	164	42	15	221

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	16
	警 部	23
警察職員	管理幹	9
	課長補佐	9
計		57

(4) 派遣職員数 (平成25年4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	48	66	13
民間・NPO・大学	9	155	0
都道府県	21	4	29
省庁等	16	21	26
公益的法人等	63	24	0
計	157	270	68

(5) 女性職員の登用状況 (平成25年4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	61	1	1.6%	
	課長級	555	22	4.0%	
	課長補佐級	803	64	8.0%	
	係長級	1,421	191	13.4%	
	計	2,840	278	9.8%	
教育行政	校長	648	66	10.2%	
	教頭	700	99	14.1%	
	計	1,348	165	12.2%	
警察行政	警察官	警視	120	0	0.0%
		警部	252	3	1.2%
	警察職員	管理幹	26	0	0.0%
		課長補佐	78	5	6.4%
	計	476	8	1.7%	

(6) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

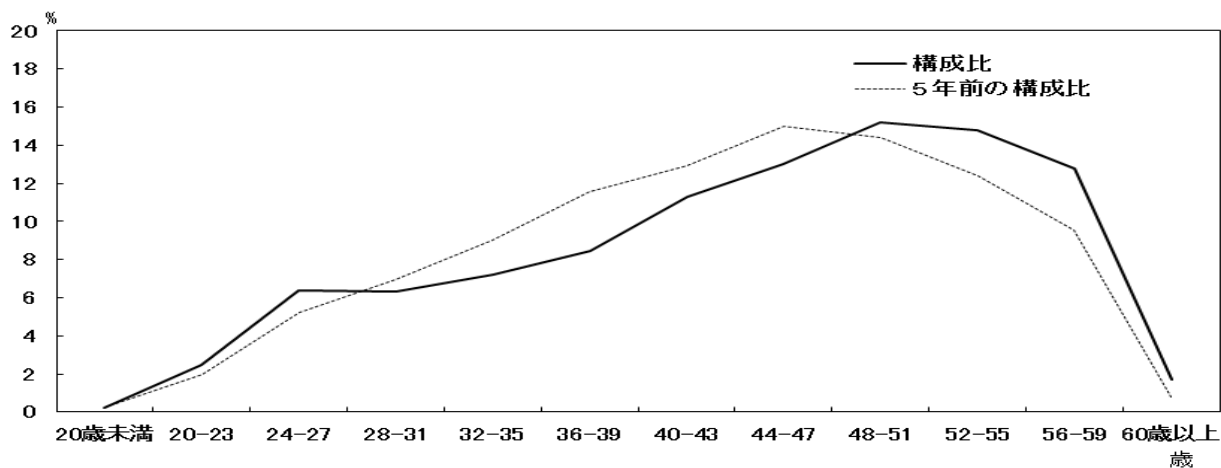
(人)

分 部 門	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会		37	37	0	部の新設による増員等 県社会福祉事業団への派遣職員の減員等 県立病院機構への派遣職員の減員等 業務の見直しによる減員等 民間委託による減員等 (参考:人口10万人あたりの職員数242.19人)
	総務企画		771	784	13	
	一 般 行 政 部 門	税 務	270	265	△5	
	民 生	428	419	△9		
	衛 生	906	887	△19		
	農 林 水 産	1,236	1,227	△9		
	商 工	326	322	△4		
	土 木	1,028	1,018	△10		
	計		5,151	5,109	△42	
	教 育 部 門		17,808	17,656	△152	
警 察 部 門		3,855	3,871	16		
小 計		26,814	26,636	△178		
会 公 計 部 門 等	病 院		0	0	0	児童・生徒数の減による減員等 新規採用の増による増員等 (参考:人口10万人あたりの職員数1,262.64人)
	水 道		50	49	△1	
	下 水 道		38	41	3	
	そ の 他		57	57	0	
	小 計		145	147	2	
合 計		26,959 [28,901]	26,783 [28,834]	△176 [△67]	(参考:人口10万人あたりの職員数1,269.61人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員(育休任期付職員)、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数(予算定数)の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	67人	675人	1,726人	1,712人	1,948人	2,273人	3,051人	3,516人	4,107人	3,993人	3,436人	455人	26,959人

③ 職員数の推移

		(人)						
部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政		5,237	5,275	5,194	5,187	5,151	
教育		18,382	18,247	18,113	17,971	17,808	17,656	△726 (△3.9%)
警察		3,826	3,797	3,841	3,848	3,855	3,871	45 (1.2%)
普通会計計		27,445	27,319	27,148	27,006	26,814	26,636	△809 (△2.9%)
公営企業等会計計		1,279	141	145	150	145	147	△1,132 (△88.5%)
総合計		28,724	27,460	27,293	27,156	26,959	26,783	△1,941 (△6.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成25年度）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	/
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業等の状況（平成25年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B/C (日)	B/A (%)
	553,032	138,498.7	14,323	9.67	25.0%

(注) 1 対象期間は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までです。

2 小・中学校教職員を除きます。

介護休暇	延取得者数 (人)
	26

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	323

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)
	男	6	0	0
女	849	13	20	2
計	855	13	20	4

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(3) 時間外（超過）勤務の状況（平成25年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
教員及び小・中学校 職員を除く行政職員	本 庁	151.7
	現 地	70.6
	計	90.9
警察行政職員	警察本部	461.0
	警察署	533.0
	計	511.0

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（平成25年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	246		246	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	247	0	247	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（平成25年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分事由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	4	3	3	2	12	91
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	6	10	4	0	20	97
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1	2	1	6	10	57
計		11	15	8	8	42	245

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（平成25年度）

		(人)
区 分	内 容	処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	13
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		29

(2) 営利企業等の従事許可（平成25年度）

許可件数	従 事 内 容
39件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の非常勤講師等 ・国の統計調査員 ・国等の審議会等の委員 ・行政書士試験本部員 ・手術の執刀医 ・博物館収蔵品調査研究指導員 ・消防団員 ・Jリーグ担当審判員

5 職員の研修及び勤務成績の評定等の状況

(1) 職員研修の実績（平成25年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分			対 象 者	回 数 等	日 程	受 講 人 員		
政策研究・ 能力開発 研修	政策力	職員による政策研究		全職員	- 回	通年	220	
		協働型政策立案研修		課長補佐級職員	2 回	1泊2日+ 通研1日	26	
		民間企業に学ぶ行政経営基礎研修		係長級職員	1 回	通研半日	19	
	共感力	新規採用職員福祉施設体験研修		新規採用職員	7 回	1泊2日	158	
		共感力向上研修	(民間企業体験)	係長級2・3年目の職員	309 回	通研5日	309	
			(NPO業務体験)	主査級以下の職員	22 回	通研3日	23	
		福祉施設体験研修		全職員	6 回	通研3日	6	
		ホスピタリティリーダー養成研修		主管課課長補佐 地事・保福所副所長等	2 回	通研1日	61	
	発信力	プレゼンテーション研修	表現力・説明力向上コース	主任級・主査級職員	12 回	通研半日	416	
			パワーポイントスキル向上コース	企画・経理・広報担当者等	8 回	通研1日	110	
	その他	救命・緊急対応体得宿泊研修		全職員	1 回	1泊2日	28	
		市町村職員 研修センター 主催交流研修	リスクマネジメント研修		全職員	1 回	通研2日	4
			政策法務研修		全職員	1 回	通研2日	5
			地域資源を活かしたまちづくり研修		全職員	1 回	通研2日	5
			折衝力・交渉力研修		全職員	2 回	通研2日	10
			小計			5 回	-	24
	計				375 回	-	1,400	
	キ ャ リ ア 形 成 研 修	若手職員	新規採用 課程	前 期	新規採用職員	3 回	2泊3日	159
中 期				新規採用職員	2 回	通研1日	158	
後 期				新規採用職員	3 回	1泊2日	158	
福祉体験				新規採用職員	(7) 回	1泊2日	(158)	
小計					8 回	-	475	
主事・技師課程		採用3年目の職員	3 回	1泊2日	155			
中堅職員		昇任前研修	キャリアアップ研修(主任級昇任前)		主任・研究員昇任候補者	6 回	通研1日	176
			キャリアアップ研修(係長級昇任前)		主査級2～6年目の職員 研究員10年以上の職員	19 回	通研1日	567
			キャリアアップ研修(課長補佐級昇任前) (共感力向上研修(民間企業体験))		係長級2・3年目の職員	(309) 回	通研5日	(309)
管理監督 職員		課長補佐級課程		新任課長補佐級職員	3 回	通研2日	129	
		課長級課程		新任課長級職員	1 回	通研2日	102	
計				40 回	-	1,604		
職 場 等 支 援 研 修	新規採用職員教育担当者研修		教育担当者	2 回	通研半日	150		
	職場で活かすコミュニケーション研修		職種変更した異動者等	2 回	通研1日	49		
	任用替職員支援研修		任用替となった職員	1 回	通研1日	12		
	技能労務職員サポート研修※1		技能労務職員	1 回	通研半日	4		
	フォローアップ研修※1		任用替となった職員	1 回	通研1日半	63		
	育児休業復帰職員支援研修		育児休業復帰者 子育て中の職員	2 回	通研1日	13		
	計				9 回	-	291	
公務員倫理研修			新任主任級職員	4 回	通研半日	84		
通信研修				-	-	11		
合 計				428 回	-	3,390		

(注) 1 ※1印の研修は、2つの研修を連結して開催
2 再掲の()書は集計から除外

(2) 勤務成績の評定及び人事評価の実施状況（平成25年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成25年1月～12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	24,655

（対象者の内訳）

知事部局	4,729
行政委員会	27
県議会事務局	33
企業局	97
教育委員会	776
教育委員会の教員	15,201
警察本部	3,792
合 計	24,655

【業績評価】

評価期間	前期：平成25年4月～平成25年9月 後期：平成25年10月～平成26年3月 （教育委員会の教員） 平成25年4月～平成26年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前 期：5,730 後 期：5,867 （教育委員会の教員） 年度末：14,707

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,748	4,887	—
行政委員会	33	32	—
県議会事務局	37	37	—
企業局	108	110	—
教育委員会	804	801	—
教育委員会の教員	—	—	14,707
合 計	5,730	5,867	14,707

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（平成25年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

対 象 者	(人) 受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	8,624

② 人間ドック

対 象 者	(人) 受診者
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 53歳, 57歳, 60歳, 退職予定者 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,124

③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	(人) 受診者
胃検診	4,415
有機溶剤取扱者特別検診	300
特定化学物質特別検診	187
放射線業務従事者特別検診	138
福祉施設等職員特別検診	102
と畜検査業務等従事者特別検診	125
VDT作業従事者健康診断	1,682
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	195
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	1,307
B型肝炎予防接種（追加接種）	71
結核健診（予防）事業	38
脳ドック	453
一日健診	422
女性健診	7,106
骨密度検査	538
深夜業健康診断	954
高気圧作業健康診断（潜水業務）	25
けん銃特練生健康診断（鉛）	22
騒音作業健康診断	29
運転業務従事者健康診断	126
石綿取扱者特別検診	140

(2) 共済組合の負担金・掛金（平成25年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（H26. 3. 31現在） （任意継続組合員を除く）		6,570 人	17,882 人	3,891 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,997,864 千円	5,096,734 千円	944,917 千円
	掛 金	1,991,986 千円	5,055,951 千円	955,295 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	170,988 千円	497,342 千円	82,818 千円
	掛 金	172,085 千円	497,253 千円	84,435 千円
長期給付に 要する費用	負 担 金	6,980,014 千円	21,400,658 千円	3,614,365 千円
	掛 金	3,457,196 千円	10,221,255 千円	1,919,473 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	17,358 千円	63,080 千円	21,166 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	51,274 千円	164,411 千円	30,451 千円
	事業補助	70,399 千円	201,810 千円	28,011 千円
	掛 金	48,919 千円	164,381 千円	30,876 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（平成25年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（H26.3.31現在） A	7,790 人	17,749 人	3,895 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	293,184 千円	654,753 千円	104,462 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（平成25年度）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	225
	(死亡)	0
	疾 病	16
	(死亡)	1
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		241
(死亡)		1
通勤災害		21
(死亡)		0
合 計		262
(死亡)		1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	2
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		2
(死亡)		0
通勤災害		1
(死亡)		0
合 計		3
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の 人件費率
25年度	2,165,604人	830,086,530千円	4,765,329千円	247,917,856千円	29.9%	31.1%

(注) 人件費には児童手当及び子ども手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	26,814人	115,640,416千円	20,816,074千円	43,305,571千円	179,762,061千円	6,704千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当及び子ども手当を含みません。職員数は、25年4月1日現在の人数です。

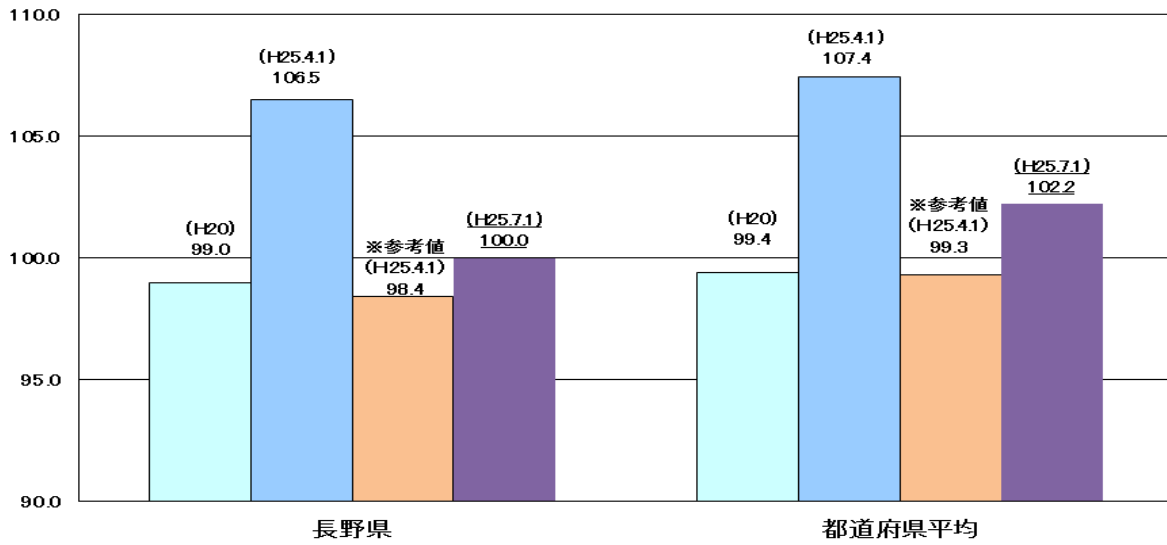
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	実施済み
実施期間	平成25年7月1日～平成26年3月31日

区分	対象	減額措置内容	
特別職	給料	知事	△15%
		副知事	△12%
		教育長、代表監査委員	△10%
	報酬	議長	△12%
		副議長	△11%
		議員	△10%
一般職	給料	部課長等	△8.4%
		係長等	△6.7%
		主事等	△3.8%
	給料の特別調整額（管理職手当）	△10%	
(参考：ラスパイレス指数)			
【H25.4.1】 106.5 ※参考値（国減額前）98.4			
【H25.7.1（県減額後）】 100.0			

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数：106.3
 （H25.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出）

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	385,691円	385,684円	7円 (0.00%)	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	3.93月	3.95月	△0.02月	0.00月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.3歳	343,594円	398,524円	377,781円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
都道府県平均	43.4歳	335,404円	419,973円	375,236円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	56.2歳	39人	286,738円	309,706円	301,123円	民間の類似職種	—	—	—
うち 庁務技師	53.7歳	22人	321,839円	347,052円	338,261円	うち 用務員	53.7歳	202.7千円	1.71
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
都道府県平均	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,568.0千円	用務員	2,809.4千円	1.98

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成22～24年の3年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.7歳	393,693円	442,327円
都道府県平均	44.8歳	382,925円	442,634円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.2歳	382,449円	425,338円
都道府県平均	43.7歳	368,668円	421,787円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	38.8歳	321,856円	430,108円	354,249円
国	41.2歳	297,683円 (316,267円)	—	346,775円 (367,489円)
都道府県平均	39.0歳	320,810円	461,749円	364,672円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(7) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	総合職 172,557円 (181,200円) 一般職 163,987円 (172,200円)
	高校卒	144,500円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	139,600円	—
	中学卒	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	204,500円	総合職 193,413円 (203,100円) 一般職 190,460円 (200,000円)
	高校卒	172,000円	153,797円 (161,500円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,119円	364,714円	383,985円	412,771円
	高校卒	230,500円	296,700円	346,447円	372,454円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校、特別 支援学校教育職	大学卒	302,694円	397,358円	418,396円	435,492円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	307,522円	392,384円	409,381円	424,671円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	283,639円	384,040円	395,536円	418,244円
	高校卒	257,174円	363,615円	388,946円	404,964円

(9) 級別職員数等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,566 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	18人	0.3%	466,700円	540,300円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	48人	0.9%	413,000円	480,500円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	173人	3.1%	366,200円	458,400円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	433人	7.8%	320,600円	424,600円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	767人	13.8%	289,200円	402,500円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,249人	40.4%	261,900円	390,100円
3級	主任の職務	653人	11.7%	222,900円	356,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	757人	13.6%	185,800円	309,200円
1級	主事又は技師の職務	468人	8.4%	135,600円	243,700円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,266 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	97人	2.3%	423,100円	485,700円
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	131人	3.1%	330,600円	465,800円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,905人	91.5%	192,800円	426,800円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	133人	3.1%	148,800円	334,300円

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 10,780 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校又は中学校の校長の職務	579人	5.4%	412,700円	461,100円
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	589人	5.5%	285,600円	436,300円
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,281人	86.1%	164,400円	415,300円
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	331人	3.1%	148,800円	310,600円

④ 警察職

警察職の総職員数は3,422人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	428,000円	488,500円
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	20人	0.6%	385,300円	468,600円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	60人	1.8%	349,100円	455,700円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	73人	2.1%	319,600円	435,700円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	467人	13.6%	291,600円	425,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	875人	25.6%	240,100円	405,800円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	568人	16.6%	200,200円	387,900円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	934人	27.3%	173,600円	368,200円
1級	巡査の行う職務	407人	11.9%	158,100円	329,200円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
- 2 昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,584千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務実績の評定を実施しています。
2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A~E)で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当 (平成25年4月1日現在)

長野県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 22.09 月 27.6125月	勤続20年 23.03 月 28.7875月
勤続25年 31.49 月 37.365 月	勤続25年 32.83 月 38.955 月
勤続35年 44.65 月 53.58 月	勤続35年 46.55 月 55.86 月
最高限度額 53.58 月 53.58 月	最高限度額 55.86 月 55.86 月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 1,555千円 24,664千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		1,925,130 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		67,173 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	25 人	18.0 %	18.0 %
大阪市	3 人	15.0 %	15.0 %
名古屋市	4 人	12.0 %	12.0 %
長野県(長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市)	11,156 人	1.5 %	3.0 %
長野県(上記以外)	15,606 人	1.5 %	0 %
医師	38 人	15.0 %	15.0 %
平均支給率		1.5 %	1.3 %

(注) 「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）	1,439,705 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）	79,899 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	41.4 %
手当の種類（手当数）	36

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、東京事務所又は地方事務所税務課に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 869	業務 1 日につき 600 円（業務に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 360 円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,061	業務 1 日につき 1,200 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,525	作業 1 日につき 600 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 29 条の 2 の 2 の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 592	作業 1 日につき 500 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 79	業務 1 日につき 1,200 円（業務に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 720 円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,981	業務 1 日につき 1,200 円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地方事務所、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 6,133	作業 1 日につき 600 円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
研究指導等 業務手当	工科短期大学校又は技術 専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務の うち、知事が人事委員会と協 議して定めるもの	千円 3,331	業務1日につき1,200円を超 えない範囲内において、業務 の実態その他の事情を考慮 して、知事が人事委員会と協 議して定める額
種雄牛馬豚 等取扱作業 手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液 の採取等の作業のうち、知事 が人事委員会と協議して定 めるもの	千円 85	作業1日につき300円を超 えない範囲内において、作業 の実態その他の事情を考慮し て、知事が人事委員会と協議 して定める額
有害物取扱 手当	試験研究機関等に勤務する 職員	有毒ガスの発生を伴う作業 又は有害な薬品等を取り扱 う作業のうち、任命権者が人 事委員会と協議して定める もの	千円 29	作業1日につき400円を超 えない範囲内において、作業 の実態その他の事情を考慮し て、任命権者が人事委員会と 協議して定める額
特殊現場 作業手当	建設事務所、地方事務所等 に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線 近接地等で作業条件が劣悪 又は著しく危険な場所にお いて行われる作業のうち知 事が人事委員会と協議して 定めるもの	千円 1,298	作業1日につき900円（福島 第一原発周辺区域における 作業にあつては作業1日につ き6,600円）を超えない範 囲内において、作業の実態そ の他の事情を考慮して、知事 が人事委員会と協議して定 める額
用地交渉 手当	建設事務所、地方事務所等 に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得 に伴う物件若しくは権利の 補償に関する権利者との交 渉のうち、任命権者が人事委 員会と協議して定めるもの	千円 2,120	交渉1日につき700円（交渉 に従事した時間が1日につ き2時間に満たない場合は 560円。交渉が午後7時以後 に及ぶ場合は400円を加算す る。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通 を遮断することなく行う道 路の維持修繕の作業のうち 知事が人事委員会と協議し て定めるもの	千円 227	作業1日につき300円（作業 に従事した時間が1日につ き4時間に満たない場合は 180円）
死体処理 手当	東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等 に従事した職員		千円 0	作業1日につき1,000円
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーショ ンセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜（午後 10時後翌日の午前5時前 の間をいう。以下同じ。）にお いて行われる看護等の業務	千円 10,572	勤務1回につき3,300円（深 夜における勤務時間が2時 間以上4時間に満たない場 合は2,900円、2時間に満た ない場合は2,000円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
航空業務 手当	消防防災航空センターに 勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 6,461	作業1時間につき5,100円（ 特に危険又は困難な作業で 知事が人事委員会と協議し て定めるものにあつては、そ の額にその額の100分の45に 相当する額を超えない範囲 内において、知事が人事委員 会と協議して定める額を加 えた額）を超えない範囲内 において、業務の実態その他 の事情を考慮して、知事が人 事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作 業に従事した時間が1日に つき2時間に満たない場合 は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、 防災等の業務（知事が人事委 員会と協議して定めるもの に限る。以下「消防防災業務 」という。）		業務1時間につき2,200円 （特に危険又は困難な業務 で知事が人事委員会と協議 して定めるものにあつては、 その額にその額の100分の30 に相当する額を加えた額）を 超えない範囲内において、業 務の実態その他の事情を考 慮して、知事が人事委員会と 協議して定める額
		飛行中の航空機から降下し て行う消防防災業務		業務1日につき870円

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする 教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 518	1時間につき670円の範囲 内において長野県教育委員 会が知事及び人事委員会と 協議して定める額
		夜間部の勤務を本務とする 教育職員		
		教育職員		本務のほかに行った通信教 育における添削指導又は面 接指導 夜間における農業の実習指導
多学年学級 担当手当	小学校又は中学校の2以上 の学年の児童又は生徒で編 制されている学級を担当す る教育職員のうち教育委員 会が知事及び人事委員会と 協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生 徒で編制されている学級に おける授業又は指導	千円 168	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で 編制されている学級におけ る授業又は指導		業務1日につき150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教員特殊 業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 871,576	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		
		対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの		
		学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの		
		特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		
		小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務		
		小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務		
学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの				

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 57,722	業務1日につき100円
入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 22,603	1時間につき240円

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 120,785	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 10,897	作業1日につき340円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業（準備の作業を含む。）又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 13,222	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 60,939	作業1日につき340円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊 自動車を運転する作業又は交 通の指導取締り、交通整理、 交通検問若しくは交通事故処 理の作業	千円 70,106	作業1日につき840円を超え ない範囲内において、作業の 実態その他の事情を考慮し て、任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定める額
航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 12,467	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業 で任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも のにあつては、その額にその 額の100分の45に相当する 額を超えない範囲内におい て、任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定める額 を加えた額)を超えない範囲 内において、作業の実態その 他の事情を考慮して、任命権 者が知事及び人事委員会と 協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作 業に従事した時間が1日につ き2時間に満たない場合 は830円)
		航空機に搭乗して行う捜索、 救難等の作業(任命権者が知 事及び人事委員会と協議して 定めるものに限る。)		作業1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な作業 で任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも のにあつては、その額にその 額の100分の30に相当する 額を加えた額)を超えない範 囲内において、作業の実態そ の他の事情を考慮して、任命 権者が知事及び人事委員会 と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して 行った捜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん 銃操法の術科訓練の指導	千円 213	指導1日につき310円(指導 に従事した時間が1日につ き2時間に満たない場合は 190円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
爆発物等 取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円）
		特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
		火薬類取締法（昭和25年法律第149号）又は高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の作業		
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		作業1日につき310円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は190円）
救助特別 手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,250	作業又は訓練1日につき1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理 手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業に従事した警察職員 (2)東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した警察職員	千円 41,405	(1)にあつては作業1日につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
爆発物等 処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 36	勤務1回につき5,200円
		特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
警衛警護 手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業 (任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも のに限る。)	千円 594	作業1日につき1,150円を 超えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
銃器犯罪 捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある 物が使用されている現場 又は銃器が使用されるおそ れがある現場における逮捕、 警戒等の作業(任命権者が知 事及び人事委員会と協議し て定めるものに限る。)	千円 6	勤務1日につき1,640円を超 えない範囲内において、作業 の実態その他の事情を考慮 して、任命権者が知事及び人 事委員会と協議して定める 額
夜間特殊 業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤 務時間による勤務の一部又 は全部が深夜(午後10時後 翌日の午前5時前の間をい う。)において行われる特殊 な業務	千円 79,808	勤務1回につき1,100円を超 えない範囲内において、業 務の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
緊急呼出 業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は 事故を処理するため、正規の 勤務時間以外の時間におい て緊急の呼出しにより勤務 することを命ぜられて行う、 当該事件又は事故の処理業 務(任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも のに限る。)	千円 5,889	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 84	作業1時間につき1,500円を 超えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額
特殊現場 作業手当	警察職員	福島第一原発の周辺の区域 において行われる作業のうち 任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるも の	千円 8,056	作業1日につき6,600円を 超えない範囲内において、作 業の実態その他の事情を考 慮して、任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定め る額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	3,299,437千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	337千円
支給実績(24年度決算)	3,186,942千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	323千円

⑥ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)										
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者</td> <td>1人につき 6,500 円（職員に配偶者が不在場合はそのうち1人については 11,000 円）。 なお、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に 5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者	1人につき 6,500 円（職員に配偶者が不在場合はそのうち1人については 11,000 円）。 なお、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に 5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	3,354,159	241,688				
区分	手当の額														
配偶者	13,000 円														
子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者	1人につき 6,500 円（職員に配偶者が不在場合はそのうち1人については 11,000 円）。 なお、扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に 5,000 円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。														
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等： [家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 12,500 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2 (最高支給限度額 : 27,000 円) 別居する配偶者のための借家等 上記の 2 分の 1 の額 自宅居住者 廃止 (経過措置 1,000 円) 別居する配偶者のための自宅 廃止 (経過措置 500 円)	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 12,500 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2 (最高支給限度額 : 27,000 円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の 2 分の 1 の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>廃止 (経過措置 1,000 円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>廃止 (経過措置 500 円)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等	[家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 12,500 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2 (最高支給限度額 : 27,000 円)	別居する配偶者のための借家等	上記の 2 分の 1 の額	自宅居住者	廃止 (経過措置 1,000 円)	別居する配偶者のための自宅	廃止 (経過措置 500 円)	1,582,039	108,188
	区分			手当の額											
	借家等			[家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 12,500 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2 (最高支給限度額 : 27,000 円)											
	別居する配偶者のための借家等			上記の 2 分の 1 の額											
自宅居住者	廃止 (経過措置 1,000 円)														
別居する配偶者のための自宅	廃止 (経過措置 500 円)														
借家等	[家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 12,500 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2 (最高支給限度額 : 27,000 円)	借家等： [家賃月 23,000 円以下] 支給額 = 家賃相当額 - 10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額 = 11,000 円 + (家賃相当額 - 23,000 円) × 1/2													
別居する配偶者のための借家等	上記の 2 分の 1 の額														
自宅居住者	廃止 (経過措置 1,000 円)	自宅 : 支給なし													

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)												
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	(国の制度) 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円 2,709,414	円 111,746												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～37,920円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)						
	区分					手当の額											
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。																
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)																
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	異なる	(国の制度) 6,000円～45,000円を加算	千円 365,289	円 297,224												
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 610,001	円 213,585												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>病院(医師以外)</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	20,000円	病院(医師以外)	5,900円	一般の宿日直	4,200円	特別支援教育諸学校	6,900円	警察	7,200円
	区分					手当の額(勤務1回につき)											
	医師					20,000円											
	病院(医師以外)					5,900円											
	一般の宿日直					4,200円											
特別支援教育諸学校	6,900円																
警察	7,200円																
特別勤務員 管理職 手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	—	千円 38,072	円 270,014												
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 638,457	円 143,602												

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>			職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円	1,478,201	667,660
	職			支給額											
	部長級（行政職）			94,800円～130,700円											
	課長級（行政職）			59,000円～ 80,700円											
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	1,726,762	67,378			
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	75,744	3,029,748		
	区分			手当の額											
	医師・歯科医師			国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円											
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	75,744	3,029,748					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	75,744	3,029,748					
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
務手 地勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 2/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円	円										
指 導 手 当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			千円	円										
				35,406	167,801										

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。			千円 34,768	円 64,865
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			千円 1,152,288	円 64,205
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			千円 79,875	円 245,015
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			千円 108,226	円 231,747

(11) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,282,000円
	副 知 事	988,000円
報 酬	議 長	988,000円
	副 議 長	864,000円
	議 員	807,000円
期 末 手 当	知 事	(25年度支給割合) 2.95月分
	議 長	(25年度支給割合) 2.95月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎 98万8千円×在職月数×0.45 2,134万 8百円 任期毎
	副 知 事	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占め る職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,341,405	561,488	341,013	14.6	13.8
水道事業	4,131,619	685,462	271,489	6.6	11.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 101,524 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	50	209,235	47,432	84,345	341,013	6,821
水道事業	56	229,298	53,834	89,881	373,013	6,661

(注) 職員手当には退職手当、児童手当及び子ども手当を含みません。職員数は、25 年 4 月 1 日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	45.5歳	395,428円	632,479円
	団体平均	43.0歳	371,675円	598,536円
水道事業	長野県	47.5歳	379,783円	589,759円
	団体平均	45.4歳	380,090円	586,557円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1 人当たり平均支給額（25年度）	
電気事業	1,687 千円
水道事業	1,605 千円
(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	22.09 月	27.6125月
勤続 25年	31.49 月	37.365 月
勤続 35年	44.65 月	53.58 月
最高限度額	53.58 月	53.58 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	- 千円	25,962千円
水道事業	- 千円	24,530千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績(25年度決算)		7,419 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		70,286 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	1.5	50	1.5
水道事業(全県)	1.5	56	1.5

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績(25年度決算)		千円		
	電気事業	276		
	水道事業	117		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		円		
	電気事業	13,799		
	水道事業	7,345		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		%		
	電気事業	40.0		
	水道事業	29.1		
手当の種類(手当数)		電気事業及び水道事業合計で5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 109	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑(直径が5メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価																				
(特殊現場 作業手当)	(職員)	土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	千円 (109)	1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																				
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																				
		普通高圧以上の活線作業		1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																				
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業		1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																				
		水圧鉄管の内部作業		1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																				
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																				
		次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">距離区分</th> <th style="text-align: center;">頭上</th> <th style="text-align: center;">側面</th> <th style="text-align: center;">足下</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">活線の電圧区分</th> <th style="text-align: center;">メートル以内</th> <th style="text-align: center;">メートル以内</th> <th style="text-align: center;">メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">154,000ボルト以上</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">2.5</td> <td style="text-align: center;">3.6</td> </tr> </tbody> </table>		距離区分	頭上	側面	足下	活線の電圧区分	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分		頭上	側面	足下																		
		活線の電圧区分		メートル以内	メートル以内	メートル以内																		
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																					
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																					
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																					
電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1)送電線路補修作業 (2)外線作業 (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																							
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																							
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき 600 円（2 時間未満の場合 360 円）。 この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは 900 円（2 時間未満の場合 540 円）。																							
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき 400 円（2 時間未満の場合 240 円）。 この場合において、作業が夜間に行われるときは 600 円（2 時間未満の場合 360 円）。																							
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後 8 時から翌日の午前 6 時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																							
洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)																							

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
(特殊現場 作業手当)	(職員)	ダムにおいて行う 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業	千円 (109)	1 日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)
		ダム湖において行う 流木等の除去のための船上作業		1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
取水口危険 作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 31	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱 手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 1	1 日につき 300 円 (4 時間未満の場合 180 円)
用地交渉 手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 28	1 日につき 700 円（2 時間未満の場合 560 円）。 この場合において、交渉が午後 7 時以後に及ぶときは 1,100 円（2 時間未満の場合 960 円）。
浄水検査 手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 226	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）		千円
	電気事業	13,765
	水道事業	17,242
職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		千円
	電気事業	276
	水道事業	308
支給実績（24年度決算）		千円
	電気事業	20,171
	水道事業	28,839
職員 1 人当たり平均支給年額（24年度決算）		千円
	電気事業	412
	水道事業	465

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)																	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者</td> <td>1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者	1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気事業</td> <td>9,707</td> <td>電気事業</td> <td>422,044</td> </tr> <tr> <td>水道事業</td> <td>9,267</td> <td>水道事業</td> <td>243,868</td> </tr> </tbody> </table>	電気事業	9,707	電気事業	422,044	水道事業	9,267	水道事業	243,868				
区分	手当の額																					
配偶者	13,000 円																					
子、孫、 父母、祖父母、 弟妹、重度心 身障がい者	1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。																					
電気事業	9,707	電気事業	422,044																			
水道事業	9,267	水道事業	243,868																			
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>〔家賃月23,000円以下〕 支給額=家賃相当額-10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額=12,500円 + (家賃相当額-23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>廃止（経過措置1,000円）</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>廃止（経過措置 500円）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等	〔家賃月23,000円以下〕 支給額=家賃相当額-10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額=12,500円 + (家賃相当額-23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	廃止（経過措置1,000円）	別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置 500円）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気事業</td> <td>2,907</td> <td>電気事業</td> <td>96,900</td> </tr> <tr> <td>水道事業</td> <td>2,482</td> <td>水道事業</td> <td>63,641</td> </tr> </tbody> </table>	電気事業	2,907	電気事業	96,900	水道事業	2,482	水道事業	63,641
	区分			手当の額																		
	借家等			〔家賃月23,000円以下〕 支給額=家賃相当額-10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額=12,500円 + (家賃相当額-23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)																		
	別居する配偶者のための借家等			上記の2分の1の額																		
自宅居住者	廃止（経過措置1,000円）																					
別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置 500円）																					
電気事業	2,907	電気事業	96,900																			
水道事業	2,482	水道事業	63,641																			

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)						
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～37,920円。 （自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。 （自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）	電気事業 4,456	電気事業 127,314
	区分			手当の額							
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。										
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。 （自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）										
		水道事業 9,838	水道事業 185,622								
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ	—	千円	円						
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円	円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額 (勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額 (勤務1回につき)	一般の宿日直	4,200円	電気事業 34	電気事業 4,857		
区分	手当の額 (勤務1回につき)										
一般の宿日直	4,200円										
				水道事業 24	水道事業 4,800						
勤務手当 管理職員特別	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円	円						
				電気事業 —	電気事業 —						
				水道事業 —	水道事業 —						

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)								
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円								
	電気事業 6,984			電気事業 873,000									
	水道事業 6,110			水道事業 872,857									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～ 80,700円						
職	支給額												
部長級	94,800円～130,700円												
課長級	59,000円～ 80,700円												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円								
	電気事業 3,866			電気事業 77,320									
	水道事業 4,044			水道事業 70,947									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円		
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員											
月額	17,800円	10,200円	7,360円										
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 2/100）を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円								
				電気事業 —	電気事業 —								
				水道事業 —	水道事業 —								
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に 25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円	円								
				電気事業 —	電気事業 —								
				水道事業 2	水道事業 1,897								

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程 (平成25年度)

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月30日 長野市 松本市	7月16日～25日 8月2日～9日 長野市	8月21日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人(平成26年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。)			
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月30日 長野市 松本市	7月16日～25日 長野市	8月21日
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月30日 長野市 松本市	7月16日～25日 8月2日～9日 長野市	8月21日
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
	管理 栄養士	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤管理栄養士の免許を有する人(平成26年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)		(実施なし)	—	—	—

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月20日 10月30日～11月5日 長野市	11月14日
	電気	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月30日 長野市 松本市	7月26日 長野市	8月21日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	鑑識 化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を 満たす人。 ①昭和53年4月2日から平成4年4月 1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人 で、学校教育法による大学(短期大学 を除く。)を卒業した人又は平成26年 3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格 条項に該当しない人	6月30日 長野市 松本市	7月26日 長野市	8月21日
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成4年4月2日から平成8年4月 1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格 条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	11月6日 長野市	11月14日
長野県警察官採用試験 (A) (平成25年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男 性で、学校教育法による大学(短期大 学を除く。)を卒業した人又は平成25 年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格 条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市	6月10日～19日 長野市	7月8日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた女 性で、学校教育法による大学(短期大 学を除く。)を卒業した人又は平成25 年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格 条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A) (平成26年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市	6月10日～19日 長野市	7月8日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A) (平成26年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月14日 長野市 松本市	8月26日～28日 長野市	9月10日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	武道指導 (男性/ 柔道)	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④講道館が認定した段位が3段以上の人 ⑤全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が主催、共催して行う競技会において優秀な成績をあげた人			
	武道指導 (男性/ 剣道)	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④全日本剣道連盟が認定した段位が3段以上の人 ⑤全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が主催、共催して行う競技会において優秀な成績をあげた人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A) (平成26年4月採用第2回)	情報 処理	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④国家試験における情報処理技術者試験のうち、基本情報処理技術者以上の資格を有する人	7月14日 長野市 松本市	8月26日～29日 長野市	9月10日
長野県警察官採用試験 (B)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月22日 長野市 松本市	10月30日～11月5日 長野市	11月14日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校 栄養	次のすべてを満たす人 ①昭和53年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②栄養士の免許を有する人又は平成26年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月20日 10月30日～11月5日 長野市	11月14日
長野市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人 ①昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

(2) 採用試験の実施状況（平成25年度）

試験の名称	試験区分	採用予定人員(人)	申込者数(人)	1次試験受験者数(人) A	1次試験合格者数(人)	2次試験受験者数(人)	最終合格者数(人) B	競争倍率(%) A/B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	65名程度	745	551	158	148	77	7.2
	社会福祉	若干名	46	38	5	4	1	38.0
	心理	若干名	28	20	7	5	1	20.0
	電気	若干名	26	16	5	4	1	16.0
	機械	若干名	30	21	5	5	1	21.0
	化学	若干名	37	29	8	8	4	7.3
	農業	15名程度	102	81	29	27	13	6.2
	総合土木	20名程度	61	43	26	26	16	2.7
	建築	若干名	22	15	7	6	2	7.5
	林業	5名程度	25	19	14	12	6	3.2
	保健師	5名程度	17	15	10	10	5	3.0
	管理栄養士	若干名	47	36	6	6	1	36.0
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	未実施		—	—	—	—	—	—
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名程度	184	173	36	35	14	12.4
	電気	若干名	5	3	1	1	1	3.0
	農業	若干名	10	8	4	3	1	8.0
	総合土木	5名程度	9	9	6	4	2	4.5
	林業	若干名	6	5	4	4	1	5.0

試験の名称	試験区分	採用予定人員(人)	申込者数(人)	1次試験受験者数(人) A	1次試験合格者数(人)	2次試験受験者数(人)	最終合格者数(人) B	競争倍率(%) A/B
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	133	105	37	33	5	21.0
	鑑識化学	若干名	26	17	6	6	1	17.0
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	113	97	13	12	3	32.3
長野県警察官採用試験(A) (平成25年10月採用)	男性	25名程度	145	118	91	82	23	5.1
	女性	10名程度	16	14	10	9	3	4.7
長野県警察官採用試験(A) (平成26年4月採用第1回)	男性	60名程度	394	326	245	200	83	3.9
	女性	15名程度	114	78	58	47	23	3.4
長野県警察官採用試験(A) (平成26年4月採用第2回)	男性	20名程度	450	253	89	69	20	12.7
	女性	10名程度	123	70	40	29	11	6.4
	武道指導柔道	若干名	1	1	1	1	1	1.0
	武道指導剣道	若干名	3	3	2	2	0	—
	情報処理	若干名	4	2	1	1	0	—
長野県警察官採用試験(B)	男性	40名程度	381	288	165	151	49	5.9
	女性	10名程度	83	61	40	39	9	6.8
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校栄養	若干名	65	57	7	6	3	19.0
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	10名程度	390	301	29	27	11	27.4

(3) 採用選考の実施状況（平成25年度）

① 社会人経験者を対象とした選考考査

職 種	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最 終 合格者 (人) B	競争倍率 (%) A/B
行政	10名程度	400	346	58	56	15	23.1
電気	若干名	1	1	1	1	1	1.0
機械	若干名	12	11	3	3	1	11.0
化学	若干名	21	18	4	4	1	18.0
農業	若干名	0	0	0	0	0	—
総合土木	5名程度	29	24	12	12	6	4.0
建築A	若干名	3	3	2	2	1	3.0
建築B	若干名	1	1	1	1	1	1.0

② 身体障がい者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
県職員	東信	若干名	12	12	1	12.0
	南信	若干名	11	11	2	5.5
	中信	若干名	14	13	2	6.5
	北信	若干名	14	13	1	13.0
警察職員	警察本部など	若干名	14	13	2	6.5
小中事務	小中学校	若干名	12	11	1	11.0

③ 技能労務職員採用選考考査

未実施

④ 技能労務に従事する職員をもって充てる一般事務職員等採用選考考査

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (%) A/B
県職員 (一般事務・技術職員)	8	7	87.5

⑤ 県職員（ヘリコプター操縦士）採用選考考査

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (%) A/B
ヘリコプター操縦士（1回目）	3	1	33.3
ヘリコプター操縦士（2回目）	1	0	0.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成25年）

第1 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模50人以上）従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) (C/B×100)
385,691円	385,684円	7円 (0.00%)
	<特例減額を考慮した試算>	
	362,422円	23,269円 (6.42%)

(注) 職員の給与は、本年7月1日から来年3月31日までの間、臨時・特例的に減額されている。この減額が4月1日から行われていたと仮定した場合の較差も試算した。

イ 特別給

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A) - (B)
3.93月分	3.95月分	△0.02月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡しているため、改定を行わない。

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給月数（3.93月分）とおおむね均衡しているため、改定を行わない。

2 昇給・昇格制度の見直し

昇給・昇格制度等給与の制度的側面については、国に準じて見直すことが基本であるとの認識に立ちながらも、本県の実情及び他の都道府県の動向等も見極める必要があるため、昇給・昇格制度については、その見直しに向けてさらに検討を進める。

3 適正な給与水準の確保の要請

- 地方公務員給与の引下げを前提とした地方交付税等の削減を受け、本県においても、本年7月1日から平成26年3月31日までの間、臨時・特例的に減額措置が実施されているため、職員の士気及び生活に大きな影響を与えているものと思料
- 特例減額措置が終了する平成26年4月以降の職員給与について、本報告に基づく適正な給与水準が確保されるよう要請

第2 人事管理に関する課題

1 高齢期の雇用問題

- ・ 再任用希望者の意欲や能力、適正等を適切に把握し、その能力と経験をいかせる職務への配置等、雇用と年金の確実な接続を図るための取組みが必要
- ・ なお、人事院は、段階的な定年の引き上げも含めた再検討が必要である旨の報告も行っており、引き続き国の動向を注視していくことが必要

2 配偶者帯同休業に関する制度

人事院が意見の申出を行った配偶者帯同休業に関する法律の制定について、本県においても今後の国の動向等を注視しつつ、制度の導入について検討を進めていくことが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成25年度）

区分	平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数	平成25年度						平成25年度末 (26. 3. 31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成25年度）

区分	平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数	平成25年度						平成25年度末 (26. 3. 31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数						
			判定			却下	取下げ		
			処分 承認	処分 修正	処分 取消				
分限処分	免 職	1	0	0	0	0	0	0	1
	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	1	0	1	0	0	0	0	0
懲戒処分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 給	1	0	0	0	0	0	0	1
	戒 告	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	0	1	0	0	0	0	0	2